

健康すいた21推進懇談会設置要領

(目的)

第1条 市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むことで健康の保持・増進を図ることを目的に、健康づくりの取組に関して関係機関が連携し、必要な意見交換を行うため、健康すいた21推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見を交換する事項)

第2条 懇談会において意見を交換する事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりに関する計画の策定・推進・評価に関する事項
- (2) 健康づくりの推進を目的とした関係機関の情報交換、情報共有及び連携に関する事項
- (3) その他健康づくりの推進に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員16人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 関係団体から推薦された者 11人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 市民 2人以内

3 委員の選任期間は2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康医療部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

健康すいた 2 1 推進懇談会委員名簿

令和元年（2019 年）6 月 1 日現在（敬称略）

	所属団体名等	氏 名	
1	大阪大学大学院医学系研究科 教授	おかもと れいこ 岡本 玲子	1 号委員
2	千里金蘭大学 教授	こうりん ともお 幸林 友男	〃
3	（一社）吹田市医師会 副会長	そうま たかし 相馬 孝	2 号委員
4	（一社）吹田市歯科医師会 副会長	み き ひでじ 三木 秀治	〃
5	（一社）吹田市薬剤師会 副会長	すぎの み よ こ 杉野 己代子	〃
6	（社福）吹田市社会福祉協議会 副会長	やました せつよ 山下 節代	〃
7	吹田商工会議所 中小企業振興部長	みしま かつひこ 三嶋 勝彦	〃
8	吹田地区栄養士会さんくらぶ 会長	くりた けいこ 栗田 恵子	〃
9	吹田市 P T A 協議会 書記	まつお ともこ 松尾 智子	〃
10	吹田市体育振興連絡協議会 会長	やまもと やすはる 山本 保治	〃
11	（公財）吹田市健康づくり推進事業団 専務理事	うえはら たつお 上原 達郎	〃
12	大阪府吹田保健所 企画調整課長	きやま あつこ 木山 敦子	3 号委員
13	公募市民	たのうち ともこ 田内 朋子	4 号委員
14	公募市民	（欠員）	〃

選任期間：令和元年（2019 年）6 月 1 日～令和 3 年（2021 年）5 月 31 日

ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

構 成：1 号委員（学識経験者）、2 号委員（関係団体から推薦された者）
3 号委員（関係行政機関の職員）、4 号委員（市民）